

八戸市災害時公共交通行動指針(案)の概要

資料2-1

本行動指針は、災害により市民の移動が確保できないような状況が発生した場合に、関係機関等が迅速かつ臨機応変に公共交通サービスを運行実施するとともに、災害に起因する公共交通に関する情報を的確かつ迅速に把握・発信することを目的として策定する。

災害発生

行動指針の適用

①災害の種類・規模

[地震]

- ・震度5弱以上を観測し、大規模な被害が発生
- ・大津波警報、津波警報の発令

[風水害等]

- ・広域的又は相当規模の災害が発生(台風、高潮、集中豪雨等異常降雨、豪雪による災害や大規模な火災 など)

②被害の場面

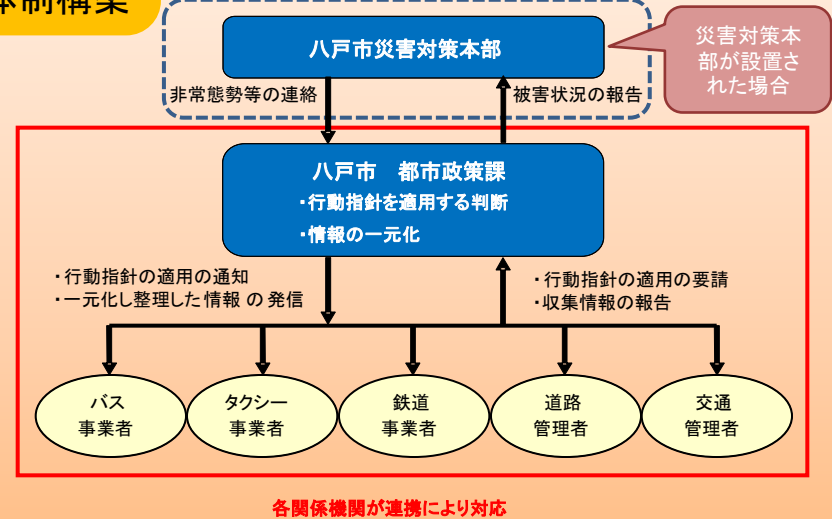
[地震・風水害等]

- ・主要バス路線となっている幹線道路網や鉄道が寸断
- ・市街地の一部が消失するなど面的な被害が発生 など

[その他]

- ・情報通信ネットワークが寸断
- ・住民や観光客からの情報提供の問合せが殺到 など

体制構築



連携対応

運行

基本方針: 事業者単独での対応が困難な場合とし、各々事前の備えに努める。

安全確保

乗客、乗務員、職員等の安全を確保する。

サービス提供

インフラ被災対応

インフラ被災による代替輸送を実施する。

需要対応

避難所や仮設住宅等の新たな需要へ対応する。

交通資源の確保

社屋

車両

燃料

乗務員

交通資源を確保し、速やかに運行再開へつなげる。

情報

基本方針: 事業者ごとに積極的に情報発信に努める。

収集

- ・運行状況(運休など)
- ・乗客、乗務員、職員の被害状況
- ・建物・車両の被害状況
- ・燃料の見通し
- ・道路の被害状況(通行止め)
- ・信号機・交通状況 など

伝達共有

発信

ほっとメール・Webによる配信
市庁舎・中心街・八戸駅の拠点で発信

目指す姿

災害時における市民のモビリティ確保

【災害に強い公共交通システム】

災害時特有の移動ニーズへの対応

平常時と異なる情報ニーズへの対応

公共交通機関の減災・早期復旧